

ご利用規約

このご利用規約(以下、「本規約」といいます。)は、東洋ビーネット株式会社(以下、「弊社」といいます。)が提供する化学物質管理等に関するサービス(以下、「本サービス」という。)の利用に関する条件を、本サービスを利用するご利用者様(以下、「利用者様」といいます。)と弊社との間で定めるものです。

第1条 本規約への同意

1. 本規約第4条の定めに従って本サービスのご利用にあたってのご利用社様と弊社間での個別契約(第4条で定義)が成立したことをもって、利用者様が本規約に同意されたものとみなします。
2. 本規約以外に、利用者様と弊社との間に別途書面による合意または契約書があり、本規約と当該合意または契約書との間に内容の矛盾がある場合は、当該合意または契約書を優先させることとします。

第2条 本規約の変更

弊社は、弊社が必要と認めた場合に、利用者様の事前の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することができるものとします。

第3条 本サービスの内容

1. 本サービスの内容は別紙1に記載のとおりとなります。
2. 弊社は、弊社が必要と認めた場合に、利用者様の事前の承諾を得ることなく、本サービスの内容を変更することができます。本サービスの内容を変更する場合、弊社は、当該変更によってご提供するサービスの範囲が変更となる利用者様に対して、別途個別にご連絡を申し上げます。
3. 具体的に利用者様にご提供する本サービスの範囲は利用者様と弊社が協議し、その協議された内容を元に見積書等を作成します。
4. 本サービスの内容について本規約または見積書等に規定のない事項等が生じた場合は、利用者様と弊社にて協議の上、解決することとします。

第4条 契約の成立

1. 本サービスの利用に関して利用者様と弊社にて取り交わされる全ての個別契約(以下「個別契約」という。)は、本サービスの内容・委託料その他の条件を明記した「見積書」と当該「見積書」の内容を承認の上弊社に発注いただく「注文書」を取り交わすことによって

成立するものとします。

2. 「見積書／注文書」による個別契約は、利用者様が注文書を弊社にご提出いただいたときに成立するものとします。

3. 本サービスは原則として契約成立後の解約はできないものとします。弊社の責によらず、本規約または個別契約の全部または一部が解約された場合(契約変更による本サービスの対象範囲の減少を含む)、原則として、弊社は、既に発生した弊社作業分に応じた費用を利用者様に請求するものとします。

第 5 条 検収

1. 弊社は、本サービスのうち見積書等に定めた所定の業務を完了後、速やかに利用者様に通知し、個別契約に定める期限内に内容の報告または個別契約に定める報告書（以下、「目的物」という。）を利用者様に引き渡すものとします。

2. 利用者様は、弊社から前項に基づく報告または目的物の引き渡しを受けたときは、その日から 7 日（以下、「検収期間」という。）以内に内容を検査し、その合否を弊社に通知するものとし、合格の通知の日または検収期間末をもって、検収完了日とします。

3. 利用者様より検収期間内に目的物の内容修正要請があれば、弊社は速やかに目的物を修正して、再度利用者様の検査を受けるものとします。この場合において、弊社からの修正を完了した旨の通知を、本条第 1 項の規定による通知とみなして、第 2 項および第 3 項の規定を適用するものとします。

4. 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、弊社は利用者様へ報告するとともに、利用者様と協議の上、期日を延期することができるものとします。

①関連資料の弊社への提供が遅滞してしまった場合

②弊社へ提供された関連資料の一部または全部が、何らかの事情により事実と異なる情報を基にしたものであることに由来し、弊社が本サービスの遂行に支障が生じた場合

③本サービスの内容に変更があった場合

④第 14 条事故処理・不可抗力および非保証にて定める、天災その他不可抗力により弊社の本サービスの遂行が困難になった場合

第 6 条 利用料金のお支払方法

1. 本サービスの利用料金（以下、「利用料金」といいます。）は、個別契約に定めるものとします。

2. 弊社は、個別契約の成立後、各サービス内容に応じて、適切な時期に請求書を発行します。

3. 利用料金は、別に利用者様と弊社との間で別段の了解が無い限り、弊社の指定する支払条件(当月末締め翌月現金支払い)で当社が指定する銀行口座宛にお振込みください。なお、振込手数料は、利用者様のご負担とさせていただきます。

4. 前 2 項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当することにより弊社の費用が増加したときは、弊社は利用者様と協議の上再見積を行い、利用者様に対し個別契約に定めた本サービスの利用料金の変更を請求することができるものとします。

①本サービスの内容に変更があったとき

②関連資料の弊社への提供が遅延してしまったとき

③弊社へ提供された関連資料の一部または全部が、何らかの事情により事実と異なる情報を基にしたものであるとき

第 7 条 目的物の権利の帰属および責任範囲

1. 弊社が作成した目的物について、その中に含まれる一切の権利は、下記のものを除き、利用者様に帰属するものとします。

①弊社が従前から保有していた著作権その他一切の知的財産権(以下、「知的財産権等」という。)

②弊社がサービス遂行の過程で創作または取得したノウハウ、様式、あるいはシステム、汎用的な利用が可能な知的財産権等

③第三者が知的財産権等を有するものについて弊社が許諾を受けて利用した場合の知的財産権等

2. 利用者様が目的物の活用において被る損害については、弊社は一切の責任を負いません。

第 8 条 権利の譲渡等の禁止

利用者様は、書面による弊社の事前承諾がない限り、本規約に基づく一切の権利・義務の全部または一部を第三者に譲渡し、担保に供し、またはその他の処分をしないものとします。

第 9 条 関連資料の提供

1. 利用者様は、弊社に対し、弊社が本サービスを提供するために必要な資料および情報(以下、併せて「関連資料」という。)を無償で開示、提供いただくものとします。

2. 弊社は、利用者様から開示、提供いただいた関連資料を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとし、本サービス提供の目的以外に使用し、または第三者に開示、漏洩しないものとします。

3. 利用者様が、関連資料を自ら開示、提供できない場合、弊社は、独自に調査をおこない、第三者から取得したうえで、取得した情報を弊社により提供される本サービス内容に含めることができるものとします。(以下、第三者から取得した情報を「第三者提供情報」という。)

4. 利用者様は、原則として第三者提供情報について、自らのために一切使用してはならず、第三者に開示、漏洩してはならないものとします。

第10条 再委託

1. 弊社は、本サービスを誠実に遂行するため、本サービスの全部または一部につき、提携先に再委託できるものとします。
2. 弊社は、当該提携先に対し、本規約にて自己が負うと同等の義務を遵守させるとともに、提携先の義務の履行につき責任を負うものとします。

第11条 緊急の措置

弊社は、本サービスの実施に伴い緊急に利用者様からの指示を受けるべき事態が発生した場合は、速やかに利用者様に連絡しその指示を受けるものとし、利用者様からの指示を受けることができず適宜の応急措置をとったときは、事後速やかに利用者様に報告するものとします。

第12条 秘密保持

1. 弊社および利用者様は、本サービスの遂行の目的のために本規約および個別契約に基づき知得した相手方の業務上あるいは技術上の情報（以下、「秘密情報」といいます。）を、本契約期間中および本契約終了後も秘密に保持し、相手方の事前の書面による承諾のない限り、第三者に開示・漏洩し、または本サービスの遂行以外の目的に利用してはならないものとします。ただし、次の各号の一に該当する情報については、この限りではありません。

- ①相手方から知得する以前に既に自らが所有または取得していたもの。
- ②相手方から知得する以前に既に公知のもの。
- ③相手方から知得した後に自己の責に帰しえない事由により公知となったもの。
- ④正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を伴わずに知得したもの。
- ⑤相手方から開示、提供された秘密情報によることなく独自に開発した情報

2. 弊社および利用者様は、本サービス遂行上必要な範囲を超えて、相手方の秘密情報を複製または複写しないものとします。なお、複製、複写された秘密情報も、秘密情報として取り扱うものとします。

3. 弊社および利用者様は、相手方の秘密情報につき、裁判所または行政機関から法令に基づき開示を求められた場合は、開示する内容を事前に書面により相手方に通知し、相手方が秘密保持のために必要な措置をとれるようにした上で、開示を求められた範囲に限って法令の定める適正な手続きに従って、開示することができるものとします。

4. 弊社は、本サービス提供の目的のために利用者様の秘密情報（その複製または複写物も含む。）について、個別契約の終了時または利用者様から要請を受けた際には、秘密情報が記録された書面その他の媒体の一切を利用者様に返還いたします。ただし、弊社には、利用者様に対し、返還に代えて、秘密情報が記録された書面その他の媒体の一切を弊社の責任

で廃棄することで足りるものとします。

5. 弊社は、利用者様から開示、提供いただいた秘密情報を本サービスの遂行にあたって知る必要のある自己の役員、従業員または第10条 再委託にて定める弊社の提携先企業（以下総称して、「弊社関係者」といいます。）にのみ開示するものとします。また、弊社は、弊社関係者に対し、本規約に定める義務を周知徹底し、これを遵守させるものとします。

6. 利用者様は、弊社の秘密情報を、化学物質登録、化学物質法規制関連および化学物質の輸出入に係る業務を行う弊社の同業者等に対し、直接的若しくは間接的に開示または漏洩してはならないものとします。

7. 本条の規定は、個別契約終了後も5年間有効に存続するものとします。

第13条 個人情報の管理

弊社は、利用者様から個人情報を頂戴した場合、弊社グループが定めるプライバシーポリシー (<https://schd.toyoinkgroup.com/ja/privpolicy.html>) に従い適切に取り扱うとともに、厳重に管理します。

第14条 事故処理・不可抗力および非保証

1. 弊社は本サービスの遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに利用者様に連絡するとともに、利用者様と協力してその解決処理にあたるものとします。

2. 天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により本サービスのすべて、または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は、弊社はその責を負わないものとします。

3. 本規約および個別契約は、その性質上、利用者様の売上高、業績や出荷量等の上昇、化学物質登録の完了、各国通関手続きの完了などを保証するものではありません。

第15条 損害賠償

弊社が本規約に違反し、利用者様に損害を与えた場合には、弊社は利用者様に対し、当該損害のうち、当該違反と相当因果関係の範囲内にある損害を賠償する責を負います。ただし、損害賠償の額は、本規約に基づく業務委託料の金額を超えない範囲で、双方協議の上決定するものとします。

第16条 契約の解約

1. 利用者様または弊社は、相手方が以下のいずれかに該当する場合は、何らの通知催告を要せず、ただちに個別契約の全部または一部を解約できるものとします。

① 支払停止または支払不能となったとき

② 手形または小切手が不渡りとなったとき

③ 差押、仮差押、強制執行、仮処分若しくは競売の申立を受けたとき

- ④破産、会社更生手続開始、または、民事再生手続開始の申し立てがあったとき
 - ⑤解散または事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - ⑥本規約に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領したにもかかわらず、当該催告に定める相当期間内にこれを是正しないとき
2. 利用者様は、前項各号の一に該当した場合は、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務をただちに履行するものとします。

第 17 条 反社会的勢力の排除

1. 利用者様および弊社は、相手方が次のいずれかに反する場合、何らの催告を要することなく、本契約および個別契約を解除することができるものとします。
- ①現在または将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他これらに準ずる反社会的勢力のいずれにも該当しないこと。
 - ②現在または将来にわたって、前号の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な関係にある者（以下「反社会的勢力等」という）との間で、（1）反社会的勢力等によってその経営を支配される関係、（2）反社会的勢力等がその経営に実質的に関与している関係、（3）反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係、その他社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
2. 利用者様および弊社は、本条に定める解除を行った場合であっても、解除された当事者に対する損害賠償請求権を失わないものとします。なお、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することはできないものとします。

第 18 条 準拠法および裁判管轄

本規約に関する準拠法は日本法とします。また、本規約に関連して弊社と利用者様との間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 19 条 問い合わせ

本サービスのご利用並びに本規約に関してのお問い合わせにつきましては、下記の連絡先までお願いいたします。

東洋ビーネット株式会社 化学品コンサル部

〒104-0031 東京都中央区京橋 2-2-1

TEL : 03-3272-5775 (代表)

メール : bnet.chemcon@toyoinkgroup.com

制定日 : 2021 年 6 月 17 日

「別紙 1」 ご利用規約 第 3 条 本サービスの内容

化学物質管理等に関わる支援を行います。

<サービス項目>

1.SDS・ラベル作成

- 1-1. 作成代行／仲介
- 1-2. 作成に関する対策アドバイス

2.新規化学物質登録

- 2-1. 申請代行／仲介
- 2-2. 申請に関する対策アドバイス
- 2-3. 海外代理人(OR：唯一の代理人)のコーディネート

3.輸出国の法規制対応

- 3-1. 対象物質に関する必要法規情報のウォッチング支援
- 3-2. 対象物質の既存登録状況に関する調査
- 3-3. 対象物質に関する対象国法規への対策アドバイス
- 3-3. 海外法規対応への課題点整理と対策のアドバイス

4. 標準化・ガイドラインなどの作成サポート

- 4-1. 社内規定等の見直しサポート
- 4-2. 実行計画策定・法規運用に対するアドバイス
- 4-3. 法規対応力強化のサポート

<輸出対象国>

- ・韓国
- ・中国

その他対象国につきましては、ご相談ください。

<サービスの提供方法>

- ・メール回答、PDF 等電子書面による報告
- ・web 利用による説明会やセミナー開催

施行：2021年6月17日